

（ 居 宅 介 護 支 援 ）
契 約 書 別 紙 兼 重 要 事 項 説 明 書

◎ わたしたち（事業者）の概要は、次のとおりです。

経 営 法 人 名	社会福祉法人 小千谷市社会福祉協議会
事 業 所 名	ケアプランセンター サンラックおぢや
所 在 地	小千谷市大字桜町5140番地
電 話 番 号	0258(83)0783
県 指 定 年 月 日	平成11年7月30日
事 業 者 番 号	1570800019
使用する課題分析票	居宅サービス計画ガイドライン
通常の事業実施地域	小千谷市
営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日含む）及び 年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時まで ただし、電話等により24時間連絡可能な体制を整えるものと します。
介 護 支 援 専 門 員 数	5人（うち主任介護支援専門員研修受講修了者 3人）
お宅に伺うおおむねの頻度	1か月に1回

◎ わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、**居宅介護支援**です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には、次にあげる業務を行います。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1) で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- (3) 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- (4) わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介を致します。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取扱の方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家族の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが、様々な事業所から総合的・効率的に提供されるように、努力致します。
また、医療との連携を密にすることを原則とします。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則と致します。
- (3) 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がよりよくなるようにする（軽減の観点）しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供致します。

- (4) わたしたちは、居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービスの見直しを行うこととします。
- (5) あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、サービス提供状況などの資料をそろえ、訪問などによりご説明させていただきます。
- (6) わたしたちは、居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について、事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。
- (7) あなたの意思に基づいた契約であることを確保するため、あなたやご家族に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由をご説明致します。

2 管理責任者

あなたの利用する事業所の管理責任者は次の者です。

管 理 者	氏 名	連 絡 先
	渡 辺 あづさ	電話0258(83)0783

○ ご相談や苦情、ご連絡がある場合は、お気軽にご連絡ください。

3 利用料

このサービスを利用するにあたっての料金は次のとおりですが、介護保険等から給付されるので、あなたの負担金はありません。

① 居宅介護支援費（Ⅰ）

あなたの要介護度	基本利用料（10割）	※特定事業所加算（Ⅱ） 加算後
要介護1、2	1月につき10,860円	1月につき15,070円
要介護3、4、5	1月につき14,110円	1月につき18,320円

※特定事業所加算（Ⅱ）

この加算は、主任介護支援専門員等を配し、必要な条件、人員配置を満たした居宅介護支援事業所に加算させていただくものです。

② その他加算

該当するご利用者につきまして、説明、加算させていただきます。

内 容	加算名	料 金
新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合の評価	初回加算	3,000円/月
入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有を行う際の評価	入院時情報連携加算	(Ⅰ) 2,500円/月 (Ⅱ) 2,000円/月
	退院・退所加算 (面談を行い情報を共有し調整した場合)	(Ⅰ) 4,500円/回 (Ⅱ) 6,000円/回
市外の中山間地域等に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合の評価	中山間地域等サービス提供加算	基本利用料の5%
利用者が医師等の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行った上で、ケアマネジメントを行う場合の評価	通院時情報連携加算	500円/月

病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、居宅サービス等の利用調整を行った場合の評価	緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000 円／回 (月 2 回まで)
在宅での死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上在宅の訪問を行った場合の評価	ターミナル ケアマネジメント加算	4,000 円／月

- ③ サービス提供記録等複写料：ご希望に応じてお渡しする場合、複写の実費相当分（1 枚あたり 10 円）を頂きます。

4 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 渡辺 あづさ
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
 ③ 苦情解決体制を整備しています。
 ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 ⑤ 虐待防止のための対応を検討する委員会を設置しています。

5 身体拘束の禁止について

- (1) 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
 (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
 (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催し、身体拘束等発生時の対応等体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を新規採用時や定期的実施する等の措置を講じるものとします。

6 ハラスメントの防止について

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
 (2) ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えるため、次のような行為があった場合、状況によっては介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。
 ① 職員に対する身体的暴力（叩く等の身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（性的な話をする、必要もなく手を触る等の性的な嫌がらせ行為）
 ④ 職員や事業社に対して、理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
 (2) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
 (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

8 衛生管理等

- (1) 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するものとします。

(2) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための体制の整備を行うとともに、職員に対し研修及び訓練を定期的実施するものとします。

9 緊急時の連絡について

緊急時に連絡をとりたい方は、電話080-5933-3877(24時間)までご連絡ください。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 サービスの利用にあたってご意見、ご要望、苦情等あるときは

(1) 私どもの提供するサービスについて、ご意見、ご要望、苦情等がありましたら、遠慮なく苦情受付担当者(渡辺 あづさ 電話83-0783)にご相談ください。

誠意をもって話し合いを行い解決、改善に努めます。

(2) なお、次の機関でも受付しております。

第三者委員	苦情解決における客観性を確保し、苦情申出人に対する適切な対応を図るため第三者委員を置いています。 第三者委員の氏名は、施設に掲示してあります。	
苦情受付機関	小千谷市福祉課	電話 0258-83-3517
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3022

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

13 職員の研修について

事業者は、事業実施に当たっては、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究又は研修の機会を設け、適切なサービス提供が行えるよう、職員の勤務体制を整備します。

14 サービスの利用にあたってあなたに注意して頂きたいこと

(1) あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡ください。

(2) わたしたちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、わたしたちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなることがありますので、できる限り早めにご連絡ください。

(3) わたしたちの提供するサービスだけでなく、他の居宅介護サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。

(4) 作成した計画どおりにサービスが提供されるには、あなた自身のご協力が欠かせません。わたしたちや、他のサービス事業者からの説明や注意は、できる限り守るようにしてください。

(5) 入院先医療機関との早期からの連携を図るため、あなたが病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えください。

サービスの提供に先だって、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

(説明者) ケアプランセンターサンラックおぢや

氏 名

私は、上記契約書別紙(重要事項説明書)について説明を受け、その内容に同意しました。

(利用者) ご住所

お名前

(代理人) ご住所

お名前

双方が同意した証として、この契約書別紙(重要事項説明書)を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとします。